

平成28年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成28年6月17日（金）
午前9時30分～10時30分
場所：市民会館2階 大会議室2

日程第1 諮問事項について

救急安心カード普及事業における市保有個人情報の目的外利用について

【担当：健康福祉部健康福祉政策室】

【概要】

75歳以上の高齢者や障害者など、救急対応や家族への緊急連絡時に配慮が必要なかたに対し、医療情報や緊急連絡先を記入する「救急安心カード（以下「安心カード」という。）」を配付し、冷蔵庫などの一定の場所に掲示するよう啓発する。

前回の審議会において、「事業全体の必要性はあると思われるが、委託方法等について個人情報流出のリスク対策が十分とは言えないため、当該事業において個人情報の目的外利用を行うことは適切でない」との答申を受けたため、事業実施の仕組みを再考し、改めて諮問するものである。

なお、諮問事項は前回と同様、市が保有している75歳以上の市民及び75歳未満の障害者手帳保持者について、安心カード配付のために必要な個人情報の目的外利用について意見を聴くものである。

【質疑応答】

市：前回の審議会では、救急安心カードやシールの使い方がわかりにくいとの指摘があったため、使用イメージが分かる写真を資料に追加した。

また、諮問事項ではないものの、封入封緘業務の安全対策についていただいたご意見をふまえ、担当室の判断で委託範囲等を見直すこととし、業務仕様書（案）を資料に追加した。

委：前回の審議会では市が封入封緘すると言っていたが、外部委託することにしたのか。

市：検討したが、安全対策をとって委託する方が軽費で済むため、業者に任せることにした。

委：業者にはタックシールをどのように渡すのか。

市：対象者の住所と宛名を印刷したシールのみを業者に渡すことで、リスト等の持ち出しができない仕様とする。また、シールを撮影されないよう、作業場への電子機器の持ち込みは認めないものとする。

委：シールに印字された情報だけでは、業者はそれが75歳以上の者のものかは分からないのか。

市：対象者の説明はしないため、わからない。

委：タックシールを渡すのは庁舎内か。

市：庁舎内でシールを渡し、封入封緘作業を行わせ、納品させる。

委：仕様書には「原則委託者敷地内」と記載されているが、例外があるのか。

市：救急安心カードを封筒に入れる作業は個人情報扱わないため、業者が事務所で行う方が効率的だと申し出があれば、認めるといふもの。封筒にシールを貼る作業は必ず庁舎内で行わせる。

同じ場所で封入する方が効率的だと思われるが、念のために記載している。

委：それなら仕様書（案）「4. 委託場所」の「原則」は削除すべきである。

市：削除する。

委：今後も75歳以上のかたに送付する案件は出てくると思われるが、全て今回と同じ対応ができるのか懸念される。今回はできるだけ個人情報を保護する方向で進めることができたが、今後も必ず同様の取り扱いを求められると対応できなくなるのではないか。

委：75歳以上の個人情報の取り扱いには、十分気をつける必要があることを市の職員に認識してもらう必要がある。

委：毎年新たに75歳になるかたへはどのように配布するのか。

市：新たに対象者になるかたは年間約1,500人と少数のため、市が直接封入封緘を行い、発送する。

委：悪用されるリスクが高い個人情報として、高齢者以外にも児童の情報がある。児童福祉分野の委託契約について確認したか。

市：個人情報保護条例において、外部委託は審議会の諮問事項である外部提供にあたらないと解釈されている。

また、同条例第12条（保有個人情報の委託処理の制限）において、個人情報を取り扱う委託契約書に明記すべき事項を詳細に示している。

その運用の中で、外部に委託する場合は、「自己処理できないもので、かつ、必要最小限の業務の処理であること」等の留意事項を挙げている。

このように箕面市全体で、個人情報を取り扱う委託契約においては制限をかけている。また、電算処理で行う場合は、別の規則でさらに厳しく明記すべき事項を定めている。

なお、本件の封入封緘業務においては、これらの運用に基づき判断し、担当課ができる限り自己処理するという案が出されたものである。

委：リスクの高い個人情報を外部委託する際には、受託業者に個人情報を渡さない仕様でなければならないと決めてしまうと、現実には事務が回らないのではないか。ケースバイケースで柔軟に考える必要があるのではないか。

委：後期高齢者全員に一斉に発送する事業では、業者に委託せざるを得ないのではないか。

委：市の説明では、自己内処理ができないことが外部委託の前提である。発送件数の違いによって委託できるかどうか判断されるのでは。

市：委託可能かどうかの線引きは、担当課や作業内容によって変わる。

委：対象者の範囲は今後変わる可能性があるか。現在、要介護認定を受けている75歳未満のかたは含まれないが、必要性はあるように思われる。

- 市：現行制度で配布しているかたで、新制度の対象から漏れるかたは 100 名程度。本人に継続の希望を確認し、申請のうえ配布する。対象外のかたで新たに希望する場合は、本人からの申請により受け付け、直接配布する。
- 委：救急安心カードは冷蔵庫の外側に貼るため、ワンルームだと関係のない訪問者にも見えてしまう。従来の冷蔵庫内に情報を入れる仕様から変わり、個人情報保護の観点から多少不安がある。
- 委：病気に係る項目はカードの裏面に書かれており、カードを抜かない限り分からない。
- 委：従来の仕様から変えたのは何か理由があるのか。
- 市：救急隊からは統一されれば、冷蔵庫の中に入れても外に貼っても良いとの回答を得ている。
- 外に貼るデメリットは情報が分かってしまう点であるが、メリットは救急隊がすぐ見られること、冷蔵庫のスペースがとられないこと、冷蔵庫の中を見られずに済むこと等がある。従来の仕様と比較検討のうえ決定した。
- 委：個人情報の委託を巡るトラブルは、第三者委託の際に生じることが多いため、注意しなければならない。
- 市：今回は再委託しないため、問題ない。
- 委：仕様書（案）「5. 再委託の禁止」の「原則として」は削除すべきではないか。
- 市：削除しても業務上問題はないため、削除する。
- 委：前回の説明内容から一段と進んだセキュリティ対策がなされていると評価でき、この仕組みであれば了承しても良いかと思う。

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

（付帯意見）

75 歳以上の高齢者の個人情報は悪用されるおそれがあることを再認識し、情報漏洩がないよう、その取り扱いには万全を期すこと。

日程第 2 その他

今回は、平成 28 年 7 月 8 日（金）午前 9 時 30 分から開催予定である。開催の有無については、通常どおり 2 週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。